

人権のつぼ

143

大山町人権交流センター TEL0859・54・2286
大山町茶畑1077・3 FAX0859・54・2413

6月1日は人権擁護委員の日です

6月1日は、「人権擁護委員法」が施行された日です。

戦後、日本が新しくスタートしたとき、何よりも国民の基本的な人権の擁護と人権思想の普及が強く求められました。この実現を図るため、基本的人権の尊重を柱とした日本国憲法が制定されました。

このような背景の中で、1948(昭和23)年に、政令に基づいて人権擁護委員制度が設けられ、翌年1949(昭和24)年6月1日に人権擁護委員法が施行されました。これによって、国民の基本的な人権を擁護し見守る、いわば民間人による人権擁護機関が誕生しました。これが我が国における人権擁護委員制度の始まりです。

これにより、全国人権擁護委員連合会では、人権擁護委員法の施行日である6月1日を「人権擁護委員の日」と定めています。

〈人権擁護委員とは〉

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり人権の考えを広める活動をしたりしている民間ボランティアです。

人権擁護委員制度は、様々な分野の人たちが人権思想を広め、地域の中で人権が侵害されないように配慮して人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられたもので、諸外国に例を見ない制度として発足したものです。

人権擁護委員は無報酬ですが、現在、約14000人の方が法務大臣から委嘱され、全国の各市町村(東京都においては区を含む)に配置されて、積極的な人権擁護活動を行っております。

〈人権擁護委員の委嘱の流れ〉

法務大臣が人権擁護委員を委嘱するに当たっては、まず、市町村長が

人権擁護委員にふさわしい地域の候補者(人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について深い理解のある人)を選び、議会の意見を聞いた上で法務局(地方方法務局)へ推薦します。

そして、法務局(地方方法務局)において弁護士会及び人権擁護委員連合会に意見を求めて検討した後、法務大臣が委嘱します。

〈大山町の人権擁護委員〉

大山町の人権擁護委員は次の方です。

中山地区

井上廣信さん 手島孝人さん

名和地区

金田千義さん 小西廣子さん

大山地区

辻田稔子さん 大塚典子さん

各地区で、毎月一回人権相談が開催されます。気軽に相談ください。

(参考：法務省HP)

平成29年度 大山町男女共同参画講座及び 第1回 大山町みんなの人権セミナー

- ◆日時 6月2日(金) 19時30分～21時
- ◆場所 大山支所 1階会議室
- ◆問い合わせ先 人権・社会教育課 人権推進室
(人権交流センター内)
☎0859-54-2286
Eメール jinken@daisen.jp

※ セミナーは、今年度もスタンプラリーを行います。

「男女共同参画」を問い直す

～「居場所」のない男、
「時間」がない女～

講師 水無田 気流さん

(詩人・社会学者・
國學院大學
経済学部教授)

